



～被害者をみんなで支え、安全で安心な社会～

もし身近な人が
犯罪被害に
あつたら。



福島県

犯罪被害は、いつ誰に起きるかわかりません ある日突然、誰もが犯罪被害者になる可能性があります

私には関係ない…。
テレビの向こう側で起こっていること…。
そんなことはありません。
もし事件や事故があった場所にいあわせたら…。
いつでもあなたが犯罪や事故の被害者になるかわかりません。

犯罪被害にあうと どのような状況になるのでしょうか？

犯罪被害者等は、直接的な被害に加えて、その後の心身の不調や経済的な問題、周囲の偏見や無理解による心ない言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷などによる二次被害に苦しめられることも少なくありません。

身体的苦痛

身体に大きなダメージを受け、その後も長い間、後遺症に苦しみ、生命を失ってしまう場合もあります。



心理的苦痛

事件の記憶がよみがえってしまい、仕事や勉強、家事や育児などの日常生活に支障をきたします。



経済的苦痛

医療費の負担や、失職・休職などにより、経済的に困窮してしまいます。



社会的苦痛

無責任なうわさ話や過剰な取材・報道により、精神的な被害も受けてしまいます。



犯罪被害者等には 周囲の人の支えは必要です

犯罪被害者等が傷つき苦しんでいるとき、周囲の人の支えが大きな助けになります。日常生活の手助けや付き添いなど、助けになることはたくさんあります。無責任なうわさ話や詮索をするのではなく、犯罪被害者等の怒りや悲しみを理解し、支えになってください。あなたにもできることがあります。

日常生活

家事や買い物、子どもの世話などで負担を減らす。



話し相手

親身になって話を聴いて孤独感を和らげる。



付き添い

ひとりでは心細い警察や裁判所へ付き添う。



見守り

気にかけて見守りながらも、今はそっとしておく。



励ますつもりでも、犯罪被害者等を傷つけてしまう場合が有ります

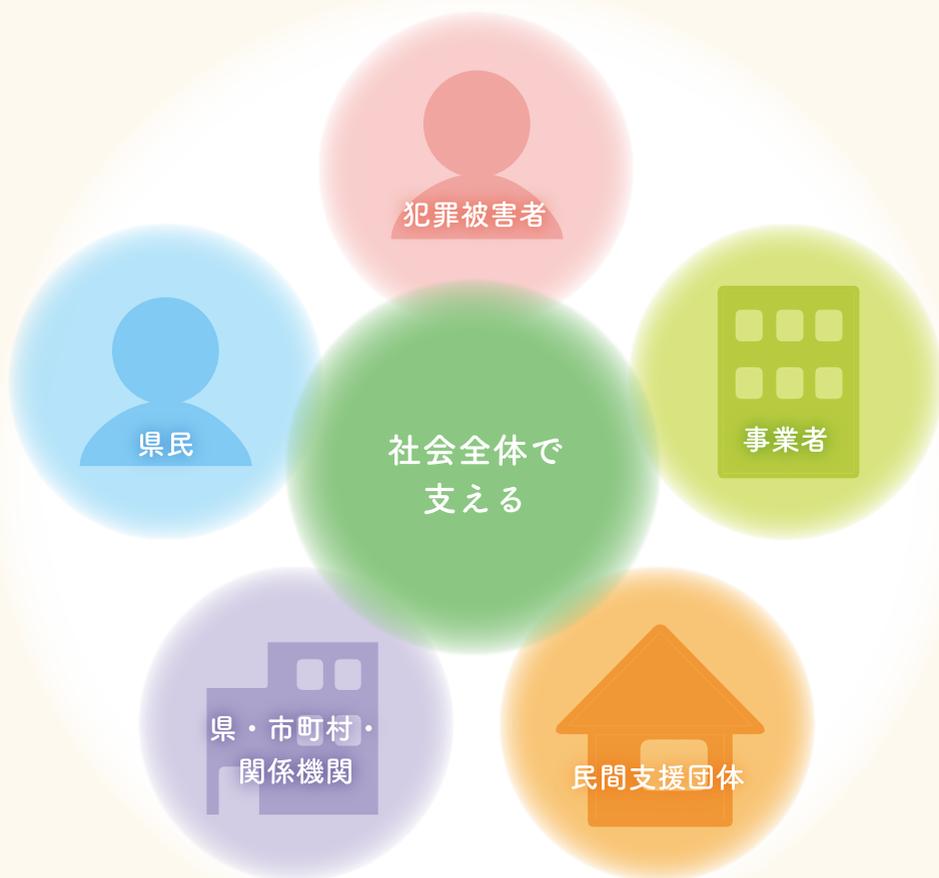
自責感を助長するような言葉や、回復を焦らせてしまうような声掛けは、犯罪被害者等をさらに辛い気持ちにさせてしまうことがあります。犯罪被害者等が自分の気持ちを話始めたら、ゆっくりと聴き、犯罪被害者等の怒りや悲しみを理解し、寄り添ってください。

〈好ましくないとされる言葉〉

- 「あなた一人が苦しいではありません」「早く元気にならなければ」
- 「あなたは強い人だから大丈夫」「起きてしまったことを後悔しても仕方ない」
- 「命が助かっただけでも良かったと思わなければ」

ともに歩こう。

福島県では、「福島県犯罪被害者等支援条例」に基づき、被害者支援に取り組んでいます。



福島県犯罪被害者等支援条例

福島県では、犯罪等により被害に遭われた方やその御家族、御遺族が早期に被害から回復し、再び日常生活を営むことができるよう、県や県民、事業者、市町村、民間支援団体などの様々な主体が連携・協力し、県全体で犯罪被害者等と支え合う安全で安心な社会の実現を目指して、「福島県犯罪被害者等支援条例」を制定しています（令和4年4月1日施行）。

再び平穏な生活を取り戻すことができるよう、被害直後から中長期に渡って、寄り添って支えています。

犯罪被害者等支援施策の紹介

【こころのケア】

犯罪などにより受けた精神的被害から、回復していただけるよう、必要なケアや支援を行っています。



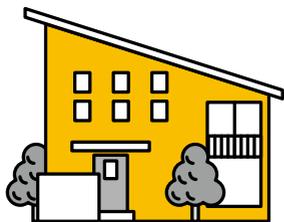
【相談・情報提供】

犯罪被害者等が犯罪等の被害によって直面している諸問題に関して問い合わせがあった場合に、被害者等が求めている支援に対し、関係機関・団体等が行っている支援に関する情報提供などを行っています。



【住居の提供等】

犯罪に遭われ、従前の住宅に居住することが困難となった犯罪被害者等（配偶者からの暴力被害者等を除く。）が県営住宅の入居募集に応募した場合に、優先的に選考して入居者を定める制度を導入しています。



【県内市町村の見舞金制度】

故意の犯罪行為で亡くなられた被害者の遺族又は重症病を負った被害者に対して見舞金を支給します。また、故意の犯罪行為により従前の住宅に居住することが困難になった被害者や遺族に対し、転居費用を助成します。（実施していない市町村もあります。）

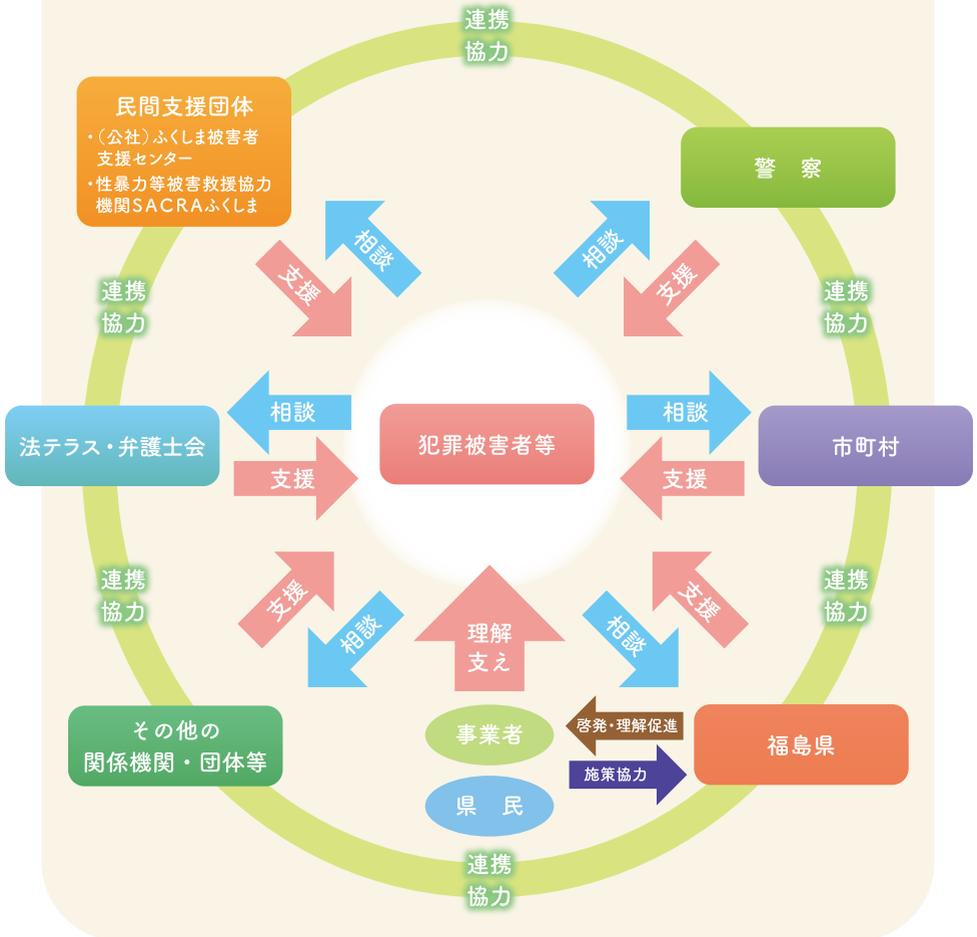


犯罪被害者等を支えるしくみ

〈犯罪被害者への支援〉

- 総合的な支援体制の整備・充実
- 生活再建のための経済的支援
- 精神的・身体的被害の回復・被害の防止
- 県民理解の増進と配慮

～関係する機関が相互に連携協力し、
犯罪被害者等に寄り添ったきめ細かい支援を提供～



〈事故や犯罪などの被害でお困りの方へ〉

ひとりで悩まないで…まずはお電話ください。

事件や事故（犯罪）の被害に遭ったご本人、ご家族、関係者の困っていること、悩んでいること、知りたいことなどの相談をお受けしています。

相談は無料です。秘密は固く守られます。

（公社）ふくしま被害者支援センター

TEL:024-563-3724

〈電話相談・面接相談・直接支援等〉
平日9時～17時

※福島県公安委員会指定〈犯罪被害者等早期援助団体〉
認定NPO法人全国被害者支援ネットワーク加盟

性暴力等被害救援協力機関SACRAふくしま

TEL: #8891
又はTEL:024-563-3722

〈性暴力等被害相談〉
平日9時～17時

※上記以外の時間は国のコールセンターに電話が転送されますので、いつでも相談をすることができます。

福島県警察本部

〈犯罪被害相談〉県民サービス課
TEL:024-522-2151(代表)

平日8時30分～17時15分
又は最寄りの警察署

〈性犯罪被害相談〉性犯罪被害110番
TEL: #8103(0120-503-732)

24時間対応
(土日祝日及び執務時間外は当直で対応。)

福島県生活環境部共生社会・女性活躍推進課

TEL:024-521-8718

〈総合的対応窓口〉
平日8時30分～17時15分

福島県女性のための相談支援センター

TEL:024-522-1010

〈電話相談等〉
祝日・年末年始を除く9時～21時

日本司法支援センター法テラス

TEL:0120-079714

〈相談窓口紹介・支援制度紹介・弁護士紹介〉
平日9時～21時 土曜9時～17時

福島地方検察庁被害者ホットライン

TEL:024-534-5135

〈犯罪被害者の司法手続きに関する相談〉
平日9時～17時

地方法務局

TEL:0570-003-110

〈みんなの人権110番〉
平日8時30分～17時15分

犯罪被害者等支援市町村総合の対応窓口

福島市 生活課

TEL: 024-535-2121

会津若松市 市民協働課

TEL: 0242-39-1221

郡山市 ダイバーシティ推進課

TEL: 024-924-3351

いわき市 生活安全課

TEL: 0246-22-7446

白河市 生活防災課

TEL: 0248-22-1111

須賀川市 市民安全課

TEL: 0248-88-9128

喜多市 危機管理課

TEL: 0241-24-5272

相馬市 生活環境課

TEL: 0244-37-2144

二本松市 生活環境課

TEL: 0243-55-5102

田村市 社会福祉課

TEL: 0247-81-2273

南相馬市 生活環境課

TEL: 0244-24-5240

伊達市 生活環境課

TEL: 024-575-1290

本宮市 生活環境課

TEL: 0243-24-5361

桑折町 健康福祉課

TEL: 024-582-1134

国見町 住民防災課

TEL: 024-585-2115

川俣町 総務課

TEL: 024-566-2111

大玉村 住民生活課

TEL: 0243-24-8091

鏡石町 税務町民課

TEL: 0248-62-2112

天栄村 住民課

TEL: 0248-82-2119

下郷町 健康福祉課

TEL: 0241-69-1199

檜枝岐村 住民課

TEL: 0241-75-2502

只見町 町民生活課

TEL: 0241-82-5100

南会津町 住民生活課

TEL: 0241-62-6120

北塩原村 保健福祉課

TEL: 0241-23-3113

西会津町 福祉介護課

TEL: 0241-45-2214

磐梯町 町民課

TEL: 0242-74-1215

猪苗代町 総務課

TEL: 0242-62-2111

会津坂下町 生活課

TEL: 0242-84-1500

湯川村 住民課

TEL: 0241-27-8810

柳津町 町民課

TEL: 0241-42-2118

三島町 総務課

TEL: 0241-48-5511

金山町 保健福祉課

TEL: 0241-54-5131

昭和村 総務課

TEL: 0241-57-2113

会津美里町 健康ふくし課

TEL: 0242-55-1145

西郷村 防災課

TEL: 0248-21-5190

泉崎村 住民生活課

TEL: 0248-53-2112

中島村 住民生活課

TEL: 0248-52-2112

矢吹町 まちづくり推進課

TEL: 0248-42-2112

棚倉町 健康福祉課

TEL: 0247-33-2117

矢祭町 町民福祉課

TEL: 0247-46-4574

埴町 総務課

TEL: 0247-43-2111

鮫川村 住民福祉課

TEL: 0247-49-3112

石川町 防災環境課

TEL: 0247-26-9127

玉川村 総務課

TEL: 0247-57-3101

平田村 住民課

TEL: 0247-55-3112

浅川町 総務課

TEL: 0247-36-4121

古殿町 健康福祉課

TEL: 0247-53-4616

三春町 住民課

TEL: 0247-62-8126

小野町 町民生活課

TEL: 0247-72-6933

広野町 環境防災課

TEL: 0240-27-2114

榎葉町 保健福祉課

TEL: 0240-23-6102

富岡町 生活環境課

TEL: 0242-22-9004

川内村 住民課

TEL: 0240-38-2113

大熊町 住民税務課

TEL: 0240-23-7146

双葉町 健康福祉課

TEL: 0240-33-0131

浪江町 介護福祉課

TEL: 0240-34-0238

葛尾村 住民生活課

TEL: 0240-29-2112

新地町 町民生活課

TEL: 0244-62-2115

飯館村 健康福祉課

TEL: 0244-42-1633

